

姫路市長 清 元 秀 泰

公売公告兼見積価額公告

地方税法においてその例によることとされる国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたから、同法第95条の規定により公告する。また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したから、同法第99条の規定により公告する。

公売財産、公売保証金 及び見積価額	別紙のとおり（計5件）
公 売 の 方 法	インターネット公売による期間入札（別紙に記載する売却区分番号ごとに売却する。）
公売の参加申込期間	令和8年 9月18日 午後 1時00分から 令和8年10月 6日 午後11時00分まで
公 売 の 入 札 期 間	令和8年10月13日 午後 1時00分から 令和8年10月20日 午後 1時00分まで
公 売 の 場 所	紀尾井町戦略研究所株式会社の提供するK S I 官公庁オークションシステム（以下「K S I 官公庁オークション」といいます）上（ https://kankocho.jp ）
開 札 の 日 時	令和8年10月20日 午後 1時00分 入札期間終了後直ちに
開 札 の 場 所	K S I 官公庁オークション上
最 高 価 申 込 者 の 決 定 の 日 時	令和8年10月20日 午後 2時00分
最 高 価 申 込 者 の 決 定 の 場 所	姫路市役所 姫路市財政局税務部納税課（以下「姫路市納税課」という。）
売 却 決 定 の 日 時	令和8年11月10日 午前10時00分 （売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時が変更される場合があります。）
売 却 決 定 の 場 所	姫路市納税課
買 受 代 金 の 納 付 期 限	令和8年11月10日 午後 2時30分 （ただし、地方税法第19条の7第1項ただし書その他の法令の規定により滞納処分の続行が停止された場合、又は売却決定の日までに買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、買受代金納付期限を変更することがあります。）
権 利 移 転 の 時 期	買受代金の全額を納付した時です。ただし、法令の規定により許可、認可、承認その他の要件を必要とする財産については、これらの要件を満たした時とします。
危険負担移転の時期	買受代金の全額を納付した時です。
権利移転に伴う費用	公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となります。
買 受 人 に つ い て の 資 格 そ の 他 の 要 件	国税徴収法第92条若しくは第108条その他の法令の規定により買受人となることができない者は、公売に参加できません。
配 当 を 受 け る 者 の 権 利 の 申 出 に つ い て	公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定日の前日までに、債権現在額申立書により、その内容を姫路市納税課に申し出てください。 債権現在額申立書の用紙は同課にあります。

適格請求書(インボイス) の 交 付 に つ い て	この公売においては適格請求書(インボイス)は交付できません。
そ の 他 公 売 条 件 等	1 別に定める姫路市インターネット公売ガイドラインを必ず確認し、同意した上で公売に参加してください。公売財産の入札をしようとする者は、公売の参加申込期間に所定の公売参加申込手続が必要です。また、公売財産が不動産である場合は、国税徴収法第99条の2の規定による陳述書その他必要書類の提出も必要です。 2 公売保証金は、売却区分ごとにクレジットカード(公売保証金の金額が100万円以下の場合のみ)、銀行振込又は現金を直接持参することにより納付してください。クレジットカードによる場合は、公売の参加申込期間中に、K S I 官公庁オークション上で所定の納付手続を完了してください。銀行振込又は現金を直接持参することによる場合は、原則として入札開始2開庁日前までに、姫路市が公売保証金の納付を確認できるように振込又は持参してください。公売保証金の額は別紙のとおりです。納付手続の詳細は姫路市インターネット公売ガイドライン及び姫路市ホームページに記載します。公売保証金の納付が確認できない場合は、入札することができません。 3 一度行った入札は、変更又は取り消すことはできません。 4 見積価額以上の入札者のうち、最高価額で入札した者を最高価申込者と決定し、落札価額をもって売却決定を行います。なお、K S I 官公庁オークション上では、最高価申込者の氏名に代えて、K S I 官公庁オークションのログインID(以下「ログインID」といいます)に紐づく会員識別番号を表示します。 5 最高価申込者の決定前にその公売に係る徴収金の完納の事実が確認されたとき、滞納処分の続行が停止されたとき、K S I 官公庁オークションに重大な障害が生じたときその他公売を中止すべき事由が発生したときは、公売を中止することがあります。 6 最高価額の入札者が複数あるときは、開札日に、これらの者による追加入札を行います。追加入札の対象者が追加入札期間中に追加入札を行わなかったときは、当初の入札と同額で追加入札したものとみなします。ただし、追加入札後も最高価額による入札者が複数あるときは、くじ(システムによる自動抽選)により最高価申込者を決定します。 7 追加入札の方法はインターネット公売による期日入札です。入札期間終了後、電子メールにより追加入札該当者であること及び追加入札期間を通知します。追加入札の場所、開札の場所はK S I 官公庁オークション上です。 8 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額で、見積価額以上、かつ、最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上の価額で入札した者から、入札時に次順位による買受の申込みがあったときは、その者を次順位買受申込者と決定することがあります。なお、K S I 官公庁オークション上では、次順位買受申込者の氏名に代えて、ログインIDに紐づく会員識別番号を表示します。 9 買受代金の全額が納付される前に、その公売に係る徴収金の完納の事実が確認されたときは、売却決定を取り消します。 10 買受人が買受代金の全額を買受代金の納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消します。この場合、公売保証金は買受人に返還しません。 11 公売財産は、現況有姿で売却します。公売財産の現況、権利関係その他の状況については、買受希望者において十分に調査してください。

	12 姫路市は、公売財産の種類又は品質に関する不適合について、担保責任を負いません。 13 公売財産の権利移転について登記又は登録を要する場合、買受人は、登録免許税その他権利移転に必要な費用を負担するとともに、姫路市が指定する期限までに、権利移転に必要な書類を姫路市納税課に提出しなければなりません。 14 姫路市は、公売財産の引渡し及び公売財産を占有する者に対する明渡しの義務を負いません。姫路市は、法令の規定に基づき、権利移転の登記を登記所に嘱託します。 15 公売財産と隣接地との境界については、買受人の責任において隣接地所有者と協議してください。 16 公売財産内に残置された動産の取扱いについては、買受人の責任において、その所有者と協議してください。 17 姫路市は、公売財産について、土壌汚染、アスベストその他の有害物質に関する専門的な調査を行っていません。 18 公売財産の写真、位置図その他参考資料は、市ホームページ及びK S I 官公庁オークションの掲載情報をご確認ください。
--	--

連絡先 姫路市財政局税務部納税課 電話 079(221)2289